

議案第 2 号

川崎市職員の給与に関する条例及び川崎市立高等学校及び幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員の給与に関する条例及び川崎市立高等学校及び幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成20年 2月19日提出

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市職員の給与に関する条例及び川崎市立高等学校及び幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

(川崎市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第1項中「教員（」の次に「本務として定時制の課程に関する校務をつかさどる副校長、」を加える。

別表第5備考中「校長」の次に「、副校長」を加える。

(川崎市立高等学校及び幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第2条 川崎市立高等学校及び幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年川崎市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条第1項中「園長」の次に「、副校長」を加える。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

市立高等学校に学校教育法の規定に基づく副校長を置くことに伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。